

# 智頭町社会教育計画

智頭町教育委員会

はじめに

智頭町教育委員会では、第6次智頭町総合計画や智頭町教育ビジョンの基本理念に基づき、生涯学習や文化振興、スポーツ推進などの各種施策を推進してまいりました。

このたび、第7次智頭町総合計画が示され、これまで以上に社会教育行政の計画的な振興に向けて、基本的な方向性や、それを実現するための施策を分かりやすく示すことを目的とし、新たに「智頭町社会教育計画」を策定しました。

今後、「智頭町社会教育計画」に掲げた「町民一人ひとり智頭町を愛し、一生涯学習意欲を持ち、健康で活力ある町民主体の社会の実現を目指す」の基本理念のもと、関係機関、部局と連携し、本町の社会教育を一層推進してまいります。

平成29年3月（令和4年3月改訂）

智頭町教育委員会

# 目 次

第1章 計画の策定にあたって	4
1 計画策定の趣旨	4
2 計画の構成	4
3 計画の位置づけ	4～5
4 計画の期間と見直し	5
第2章 現状と課題	6
第3章 基本方針	6
1 基本理念	6
2 基本目標	7
3 施策の推進	7
4 施策の体系	8
第4章 基本施策	9
4-1 生涯学習意欲向上への基盤づくり	9
4-2 青少年の健全育成	10
4-3 文化芸術活動の推進	11
4-4 社会体育の振興	12
4-5 文化財保護事業の推進	13
4-6 家庭教育支援の推進	14
4-7 図書館事業の充実	15
4-8 生涯学習に関わる社会教育施設等の機能改善、利用促進	16

## ■第1章 計画の策定にあたって

---

### 1 計画策定の趣旨

智頭町社会教育計画は、社会教育行政を推進するにあたり基本的な考え、目標を共有し、社会教育行政の振興に必要な基本的な施策、取り組みを示すことで計画的に事業を展開することを目標とし策定します。

### 2 計画の構成

計画は、基本方針として基本理念を掲げ、その実現のために5つの基本目標を設定しています。

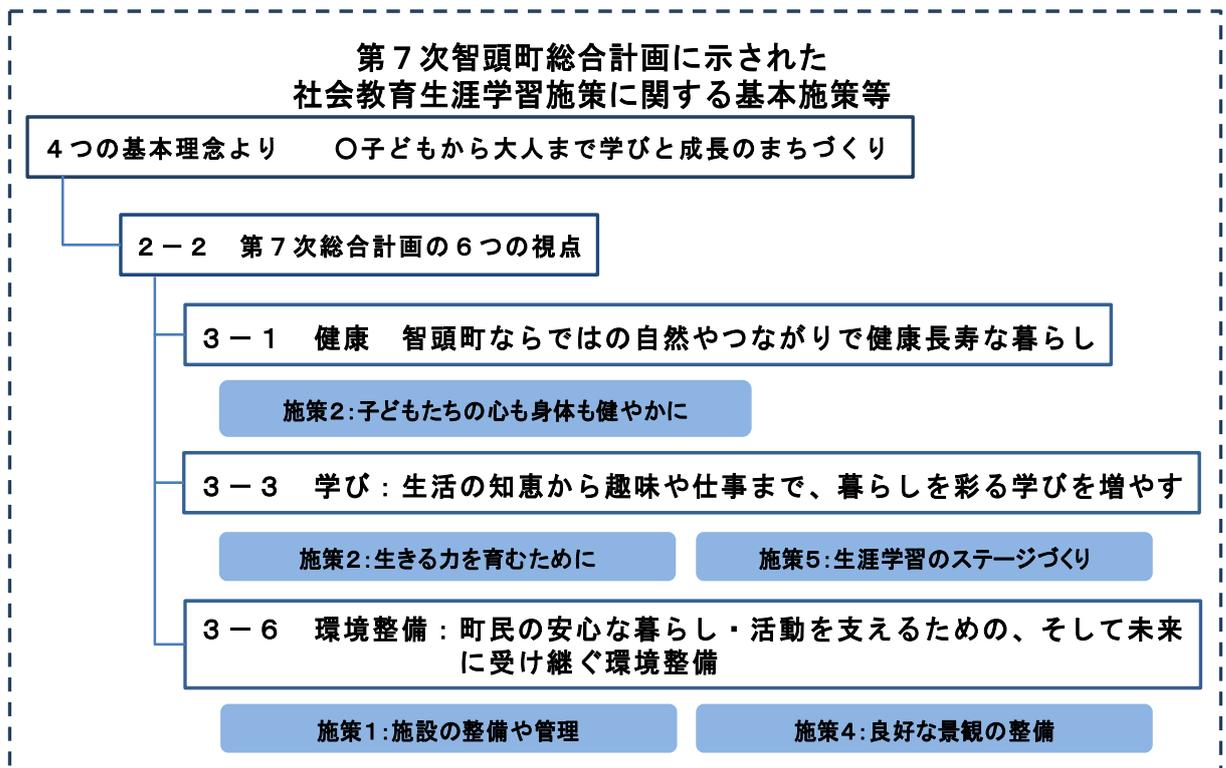
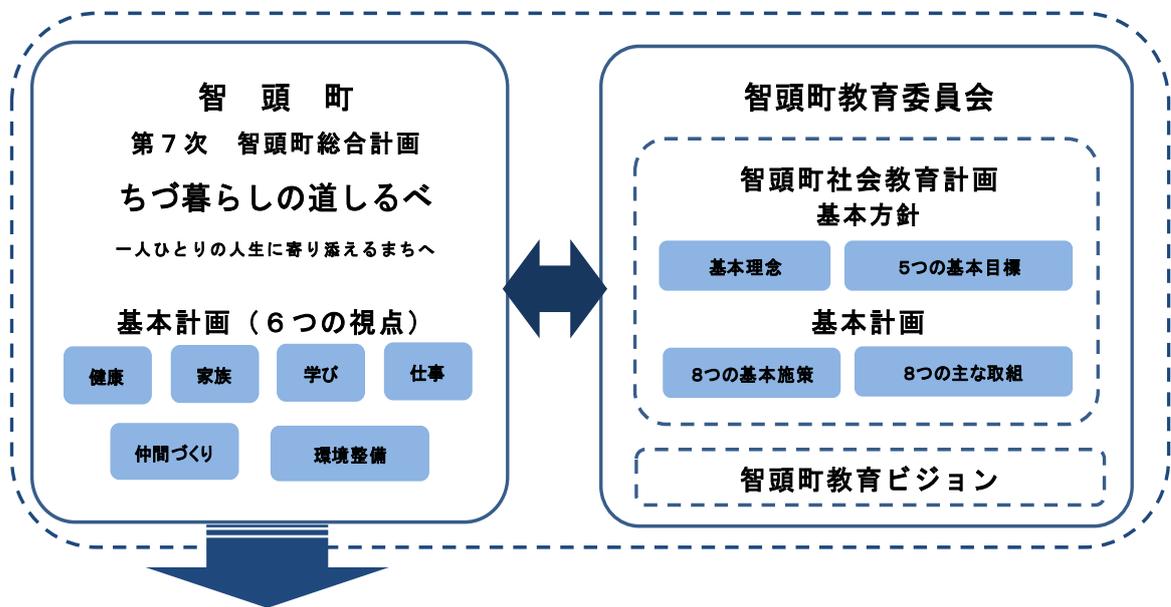
基本目標については、目標達成のために行政が地域、町民に「どのように関わり、どのような状況を目指すのか」を考え成果目標を示すとともに、具体的な内容、主な取り組みを示しています。

### 3 計画の位置づけ

智頭町では「町民の町政への参画」「町民が主役の町づくり」を総合計画で取り組んできました。第6次智頭町総合計画では社会教育に関する理念として「Ⅲ 充実した教育によるまちづくり」が掲げてあり、その中で生涯学習、文化、スポーツ振興などの計画事業が盛り込まれていました。しかし、事業内容の分かりにくさなどから満足度や認知度の低さが明らかになりました。

新たに制定された第7次総合計画では、第6次総合計画の将来像などを基本としたうえで、住民アンケートやワークショップなどから導き出した、「健康」「家族」「学び」「仕事」「仲間づくり」「環境整備」の6つの視点を軸に「ちづ暮らしの道しるべ 一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ」が掲げられており、中でも第3部基本計画の3-3の「学び」の施策2、施策3は社会教育が深く関わる内容となっています。また、教育委員会が策定した智頭町教育ビジョンでは「智頭町を愛し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和がとれ、『生きる力』をもつ子供を学校・家庭・地域で育成するために」といった基本理念で家庭教育・青少年の健全育成・体育の推進・図書館行政などの社会教育の関わりが掲げてあります。

これらの計画に示されている目指す方向性や具体的施策を踏まえ、社会教育法などに掲げられる社会教育行政の総合的推進の観点から、果たす役割を検討します。



#### 4 計画の期間と見直し

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。なお、基本施策、主な取り組みが総合計画の動きや社会情勢の急激な変化に伴い変更が必要になれば、それに応じて見直しを検討します。

年度	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
…第6次総合計画	第7次総合計画(10年)										
	前期基本計画期間						後期基本計画期間				
							智頭町社会教育計画(5年)				
							← ※必要に応じ見直し →				

## ■第2章 現状と課題

---

町の社会教育行政については、これまで現状や課題が十分に把握されておらず早急な課題解決への対策が山積みとなっています。社会教育とはどういうことか、生涯学習がどれだけ重要であるかということ町民一人ひとりが気づき社会教育行政への関心を持つことで、教育全般や行政全般への関心を高め様々な課題を行政や地域、町民が連携し、自ら解決出来る仕組みづくりが必要です。

### 【課題の一例】

町の次世代をになうリーダー養成  
急激な社会環境の変化による家庭教育力の低下  
世代を超えた情報活用能力の育成  
青少年時期の体験活動不足やスポーツ離れ  
文化芸術活動団体の衰退、指導者、後継者不足  
町文化財や景観の保存、活用方法  
社会教育施設、公民館などの老朽化

## ■第3章 基本方針

---

### 1 基本理念

●町民一人ひとり智頭町を愛し、一生涯学習意欲を持ち、健康で活力ある町民主体の社会の実現を目指す。

本町では「健康」「家族」「学び」「仕事」「仲間づくり」「環境整備」の6つの視点を軸にした「ちづ暮らしの道しるべ 一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ」というテーマが基本となっています。また、平成25年6月14日に閣議決定された、第2期「教育振興基本計画」前文においても、「一人ひとりが生涯にわたって能動的に学び続け」から始まり「成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指していく必要がある」としています。

これらのことから、本町の町民が健康で自主的に学ぶことが出来る環境を整備し、その成果を地域に活かす仕組みをつくる事が重要であると考え基本理念として掲げるものです。

## 2 基本目標

基本理念の考えを基に、その実現に向けて5つの基本目標を設定し、社会教育行政を推進していきます。

■目標その1 町民一人ひとりの自主的な学びの機会の充実

■目標その2 心豊か・心あたたまる文化芸術活動の充実

■目標その3 町民の郷土愛の育成

■目標その4 郷土文化・財産の保存

■目標その5 町民の学びの拠点、環境の整備

## 3 施策の推進

### 1) 推進体制

教育委員会では、専門的職員（社会教育主事や司書資格を有する者）を積極的に配置し、有資格者が専門性を発揮し、また、それらを活用できるように努めます。

基本計画の推進に当たっては、専門的職員が中心となり教育委員、社会教育委員、関係者等で基本理念を共有し、計画に示された事業を推進していくことが必要です。

また、町長部局の各課、地域で活躍する方々（公民館や地区振興協議会など）の協力を得ながら、計画や事業が町民に十分周知されるよう取り組むことが必要です。

### 2) 進行管理

計画の推進に当たっては、PDCA サイクルを利用し点検評価を行うことで課題を明らかにし、以降の取組に反映させていきます。

点検評価は「教育委員会の事務に関する・点検評価」の対象とし、学校教育基本計画に係る点検評価等と併せて公表します。

### 3) 指標の設定

進行管理は、客観的に状況を把握するため分かりやすく数値で目標を設定し、各事業の実績把握として学習機会の提供数や講座の実施回数、参加者数などで示します。

# 4 施策の体系

## 『智頭町社会教育計画』

**基本理念** ○町民一人ひとりが智頭町を愛し、一生涯学習意欲を持ち健康で活力ある町民主体の社会の実現を目指す

基本目標	基本施策	主な取組
<b>■目標その1</b> 町民一人ひとりの自主的な学びの機会の充実	<b>基本施策4-1</b> 生涯学習意欲向上への基盤づくり ～町民だれもが、自ら学ぶ学習環境づくり～	◆ライフスタイルに合わせた学習機会の充実 ◆社会教育における人権学習の推進 ◆社会教育環境の充実 ◆社会教育団体の育成
	<b>基本計画4-2</b> 青少年の健全育成 ～体験活動を通じて心も体もたくましく、地域で育つ子供たち～	◆青少年育成事業の実施 ◆ジュニアリーダーの発掘・養成 ◆小中学校・高校、地区公民館、社会教育団体との連携強化 ◆青少年育成推進指導員の資質の向上 ◆「社会に開かれた教育課程」実現に向けた学校教育との連携
	<b>基本施策4-4</b> 社会体育の振興 ～誰もがスポーツと触れ合えるまちに～	◆みんなでスポーツ、生涯健康 ◆トップアスリートの育成 ◆社会体育指導者の育成
	<b>基本施策4-6</b> 家庭教育支援の推進 ～家庭の教育力の向上と地域で取り組む家庭教育支援～	◆家庭教育支援の人材の養成と家庭教育支援チームの組織強化 ◆家庭教育に関する啓発、学習機会の提供 ◆社会全体で関わる家庭教育支援の実施
	<b>基本施策4-7</b> 図書館事業の充実 ～町民が読書に親しみ、集い、学びあう人を育む知識・情報の拠点～	◆知識・情報の拠点としての事業推進 ◆まち全体で取り組む子供の読書活動の推進 ◆「地域資料コーナー」の充実
<b>■目標その2</b> 心豊か・心あたたまる文化芸術活動の充実	<b>基本施策4-3</b> 文化芸術活動の推進 ～文化活動の継承とこれから～	◆既存団体への支援と新たな団体の掘り起こし、継承者の育成 ◆指導者の確保・養成
<b>■目標その3</b> 町民の郷土愛の育成	<b>基本施策4-5</b> 文化財保護事業の推進 ～地域の伝統・文化を次世代に～	◆有形文化財(=モノ)の保存・保護 ◆無形文化財(=コト)の保存・保護 ◆次世代(=ヒト)に伝える
<b>■目標その4</b> 郷土文化・財産の保存		
<b>■目標その5</b> 町民の学びの拠点、環境の整備	<b>基本施策4-8</b> 生涯学習に関わる社会教育施設等の機能改善、利用促進 ～利用しやすい環境整備～	◆社会教育・体育施設の改善 ◆社会教育・体育施設の適正な使用管理

## ■第4章 基本施策

### 4-1 生涯学習意欲向上への基盤づくり ～町民だれもが、自ら学ぶ学習環境づくり～

地域における生涯学習、地域活動の拠点である地区公民館と連携し、地域コミュニティとしての機能を発揮出来るよう条件整備に取り組むとともに、地域の要請や社会情勢の変化に柔軟に対応し、即応力のある学習活動を展開する拠点として現事業を見直しながら新たな学習プログラムを作成し、誰もが時、所を考えずに学習できる環境整備に取り組みます。また、現在の社会教育関係団体は、自主的な社会教育活動をすすめているとはいえ、PTA、婦人団体、文化団体、伝統的地域団体にかたよっており、団体それぞれが人集めや事業中心等の活動に追われ、自発的な活動が出来てない状況があります。個々の自発的な活動の促進を図り、青少年、婦人、高齢者など、それぞれの目的に沿った団体育成が必要となります。

また、地域人材と学校を繋げ、生涯学習を通じて培った学習成果を活用して、「社会に開かれた教育課程」実現に向けて学校運営協議会「コミュニティ・スクール」と協働し、「地域とともにある学校づくり」を進めます。

#### 【主な取組】

##### ◆ライフスタイルに合わせた学習機会の充実

時代・社会情勢・住民ニーズの変化や世代ごと、個人のライフスタイルなどに合わせた学習プログラムを作成し、生涯学習講座や町民大学として学習機会を提供します。

##### ◆社会教育における人権学習の推進

人権担当課、関係団体と連携して、生涯学習的な視点で、幼児から高齢者までのそれぞれの世代で人権尊重意識を高める教育を推進します。

##### ◆社会教育環境の充実

生涯学習・地域活動の拠点である地区公民館と連携し、もっとも身近で学習できる環境づくりに取り組みます。

社会教育施設の機能改善や鳥取大学と連携したライブ配信講座用の環境を整備するなど、環境の充実を図ります。

##### ◆社会教育関係団体の育成

現在活動中の社会教育関係団体の現状を把握し、団体本来の自主的な活動に配慮したうえで、個々の自発性や目的に沿った育成を行います。

##### ◆「社会に開かれた教育課程」実現に向けた学校教育との連携

生涯学習を通じて培った学習成果を活用し、地域の人々と児童生徒との交流を図ります。

## 4-2 青少年の健全育成

### ～体験活動を通じて心も体もたくましく、地域で育つ子供たち～

新しい時代に求められる青少年教育の在り方について、青少年の「生きる力」を育むうえで、自然体験をはじめ文化・芸術や科学などに直接触れる体験的な学習活動等の重要性が高まっています。体験活動は人づくりの“原点”であるとの認識のもと、未来の社会を担う全ての青少年に、人間的な成長に不可欠な体験を経験させるためには、教育活動の機会を意図的・計画的に創出することが求められています。少子化・高齢化の進行、グローバル化や情報通信技術の進展、経済環境や雇用環境の急激な変容など、変化の激しい社会において、ICTの活用や金融経済教育の推進など、「社会を生き抜く力」の育成が必要です。体験活動の位置づけや関係者の責務を含め、青少年の体験活動を総合的に推進するための仕組みづくりが必要です。

智頭町では青少年の健全育成、体験活動推進を総合計画や教育ビジョンに上げており実際の事業として、教育委員会と青少年育成推進指導員協議会が中心となりサマーキャンプ、体力づくり教室、チャレンジ教室などの体験事業を行っています。子供の「やってみたい」や、親の「やってほしい、やらせたい」などの要求・要望を把握し、その内容を基に「何のためにするのか？」を考え、行政の考え・社会の要請と個人の要望のバランスを取ったプログラムや事業（体験を重視した学習、体を動かす体験、生活経験・自然体験・社会体験など）をつくり、積極的に提供していくことや、活動の成果を適正に評価し次のプログラムに繋げることが必要です。また、学校・地域・家庭、青少年教育の指導者、民間団体・企業、青少年教育施設等の関係者と情報の共有、相互のネットワークにより体験の場を創出することも必要です。また、町長部局や幅広い関係機関との連携も必要であり、体験活動を提供し未来を担う青少年の「社会を生き抜く力」の養成を社会総ぐるみで推進していくことが重要です。

#### 【主な取組】

##### ◆青少年育成事業の実施

青少年育成指導員協議会委託事業であるサマーキャンプ、体力づくり教室、チャレンジ教室や町のおやつづくり教室、書き初め大会、公民館連絡協議会の杉の子塾など青少年の体験事業を提供し体験活動の推進に取り組みます。

##### ◆ジュニアリーダーの発掘・養成

町や青少年育成推進指導員協議会主催の青少年育成事業に積極的に参加する児童や中高生への研修を行い、ジュニアリーダー育成に取り組みます。

##### ◆小中学校・高校、地区公民館、社会教育関係団体との連携強化

学校、地区公民館、その他の社会教育団体との連携を強化し、地域全体で子供たちを育む環境を醸成します。

##### ◆青少年育成推進指導員の資質の向上

各地区から青少年育成推進指導員が選出され、指導員協議会としての世代交代は適宜行われています。指導員向けの研修会を企画し指導員のスキルアップに取り組みます。

### 4-3 文化芸術活動の推進 ～文化活動の継承とこれから～

平成 13 年に制定された文化芸術振興基本法では「文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである」と掲げてあり、智頭町においても文化芸術活動は心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な役割を持っています。

本町の文化芸術活動は、町文化協会や個々で取組んでいる文化的サークルなどが中心となっています。しかし後継者不足や会員減少、指導者が確保出来ないといった深刻な問題を持つ団体が多く、活動の継続が困難になるケースが増えています。

今後は公民館や文化協会、図書館などが連携し、子供から大人まで気軽に文化芸術に触れる機会を創出し興味を持ってもらうことで文化団体への参加促進や後継者育成などに取り組む必要があります。

#### 【主な取組】

##### ◆既存団体への支援と新たな団体の掘り起こし、継承者の育成

現在、文化協会や各地区、個人で活動中の文化芸術団体、サークル、関係者を把握したうえで活動を広く周知し、町民が文化芸術活動に興味を持ち気軽に活動に参加出来るよう取り組みます。

##### ◆指導者の確保・養成

県生涯学習センターや NHK、放送大学と連携・情報を共有し、現在活動中の指導者を紹介してもらうなど、指導者確保（Web 等）に取り組みます。

各団体で文化芸術を指導している指導者と後継者候補者（活動の中心となる人物）対象とした指導者養成講座を行うなど、後継者へ引き継げる場を創出します。

##### ◆成果発表の場の創出

町や地区の文化祭のほか、公共施設、社会教育施設や学校など関係機関と連携し文化芸術作品を展示出来る場、機会を設けます。

## 4-4 社会体育の振興 ～誰もがスポーツと触れ合えるまちに～

健康寿命という言葉が聞かれるようになり、ただ長く生きることよりも、いかに充実した人生を送ることが出来ているか、いかに長く健康で元気な生活を送ることが出来るかに、価値が見出されるようになっていきます。歳をとっても元気で健康に過ごすには、日頃からの身体づくりが必要になります。第7次総合計画においても、充実した暮らしを送るための生きがい、子供の体力向上の取り組みとしてスポーツ活動が挙げられています。一生涯に渡る継続的なスポーツ活動を誰もが行うためには、一般にスポーツと呼ばれる種目のみに着目するのではなく、ウォーキングやそのほか日々行われる運動も含めて、日常的な体力づくりへの取り組みを推し進めていく必要があります。

社会体育の分野では、体育協会、総合型スポーツクラブ「スポねっとちづ」の二団体が中心となり、その役割を果たしています。しかし町全体の人口減少に伴いスポーツ人口、特に子どものスポーツ離れが進み、各団体とも今後の活動規模縮小が予想されます。一方で、小中学校の生徒や智頭町出身、智頭町とゆかりのあるスポーツ選手が、県や全国のスポーツ大会で活躍し、智頭町を活気づけています。町内出身の選手が上部の大会で活躍することは、町民のスポーツに関する興味、関心に繋がり、競技人口の増加などに繋がっていくと考えます。

こうした中、町全体のスポーツ活動を推進していくことの価値を改めて見直し、行政と社会体育団体、学校などが連携を図りながら、運動へのきっかけづくり、施設整備を行い、スポーツ人口の増加に努めることが求められています。

### 【主な取組】

#### ◆みんなでスポーツ、生涯健康

年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人が一生涯取り組むことのできるスポーツの紹介や、智頭町健康体操の推進、体育施設の整備、利用調整を行い、安全で快適なスポーツ活動の場を提供します。

#### ◆トップアスリートの育成

町内出身のトップ選手の活躍は体育活動の促進へ繋がります。上部大会への出場を目指す選手に奨励金を交付し、町全体の競技力向上を目指します。

#### ◆社会体育指導者の育成

各地区からスポーツ推進委員が選出される他、スポねっと等でも多くの指導者が活躍しています。研修会などを通じた指導者のスキルアップ、その他社会体育団体との連携によるスポーツをする機会の提供により、町民の健康な身体づくりを支援していきます。

## 4-5 文化財保護事業の推進 ～地域の伝統・文化を次世代に～

智頭町には、智頭の歴史を今に伝える史跡、建造物、歴史的資料や民俗芸能・資料など数多くの有形・無形文化財が残されています。また、平成30年2月文化的景観を重要文化的景観として「智頭の林業景観」が選定されました。本町では、これら有形文化財（＝モノ）と無形文化財（＝コト）及び林業景観を次世代（＝ヒト）に伝える取り組みを軸に文化財保護行政を推進していきます。

### 【主な取組】

#### ◆有形文化財（＝モノ）の保存・保護

前述のとおり、智頭町には数多くの貴重な歴史的・文化的遺産があります。社会構造の変化などによって、智頭町の貴重な遺産が亡失することがないように特に重要なモノについては指定・登録等を行い保存措置を講じています。

教育委員会では、旧土師小学校内に埋蔵文化財センターを設置し、遺跡の出土品の収蔵・保管を行っています。旧土師小学校は、平成10年に智頭町誌を刊行した際に収集した古文書等の史料、平成24年に町内6小学校を1校に統合、平成27年に中学校校舎を建て替えたことに伴う旧小・中学校が収集した歴史的史料及び民具等の郷土資料を保管しており、智頭町のアーカイブズ、博物館的な拠点となっています。今後も、旧土師小学校を活用して智頭町の歴史・資料の収集・保管を進めます。

#### ◆無形文化財（＝コト）の保存・保護

無形文化財は、祭りや各種集落の伝統行事の他にも方言や民話、手工芸の技術など、町民の生活・精神文化に根付いたものであり、今の町民性を形作る象徴といえます。

しかしながら、昨今の少子化、高齢化、過疎化による行事等の担い手不足やメディアの発達による言語の均質化など、無形文化財の伝承を取り巻く環境は非常に厳しさを増しています。今後、集落単位で保存が難しくなった伝統行事、祭りなどを周辺地域全体で継承する、または町内全域で継承する、さらには町外から担い手を募集してでも継承する等、継承手法の急速な変化が予想されることから、教育委員会では、既存の伝統芸能などの保存団体と連携・支援を行うことで無形文化財の保存・保護を図り、あわせて、伝統行事・祭りなどの継続的な記録と資料化を行います。

#### ◆次世代（＝ヒト）に伝える

智頭町のモノとコトを次世代に継承するために、将来を担う子供に伝えること、具体的には、小学校の郷土学習との連携、文化財を介した異世代間交流を推進します。また、旧土師小学校を拠点とした展示・普及啓発事業を通じて、町民の文化財保護意識の向上に努めます。

## 4-6 家庭教育支援の推進 ～家庭の教育力の向上と地域で取り組む家庭教育支援～

家庭は、子供たちの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育が全ての教育の出発点であるという認識のもと、智頭町においても家庭教育力の向上を重要課題として家庭教育支援に積極的に取り組む必要があります。

平成20年から家庭教育支援チームを立ち上げ取り組んできたこれまでの支援を継続するとともに、保育園保護者会や小中高のPTA、地区公民館、地域人材と連携することで、今後も地域とのつながりの希薄化や子育て家庭環境を支える社会、地域環境が大きく変化していく中で親子が共に学び育ち合う「家庭教育」を支援していきます。

### 【主な取組】

#### ◆家庭教育支援の人材の養成と家庭教育支援チームの組織強化

国県主催の関係者研修会への参加や専門的分野に精通したチーム員を増やすなど、チーム組織の強化に取り組めます。

#### ◆家庭教育に関する啓発、学習機会の提供

町や支援チームが主催する講演会のほか図書館、町保小中高PTA連合会や子育て支援センターが連携した講演会や家庭環境に合わせた参加しやすい講演会を開催するとともに、機関紙などでの啓発にも積極的に取り組めます。

#### ◆社会全体で関わる家庭教育支援の実施

核家族化や一人親世帯が増える中で親が地域から子育てを学ぶ機会の創出や、家庭の教育力が低下しているという認識のもと、子育て家庭の社会的孤立を防ぐために地域ぐるみで子供の教育に関わる環境や子育て家庭が地域を頼ることの出来る社会全体で家庭教育を支え合う仕組みづくりに取り組めます。

## 4-7 図書館事業の充実

### ～町民が読書に親しみ、集い、学びあう、人を育む知識・情報の拠点～

図書館は読書のための施設としてだけでなく、図書館の持つ資料、情報を活用し、仕事や生活に役立つ、生涯にわたる学びや課題解決を支援する場として利用することができます。本や新聞、雑誌、インターネット上の情報など多種多様な資料、情報を子どもから大人まで幅広い利用者へ提供できるように様々な事業に取り組みます。

また、図書館が町民の多様な活動の場となるように努めます。

#### 【主な取組】

##### ◆地域の拠点として、人と資料、情報、人と人をつなぐ

急速に変化、進化する社会において、町民が必要とする、今後智頭町に必要となる資料や情報を収集し、整備、提供します。

また、町民が集い、親しまれる地域の拠点として、おはなし会やあたまイキイキ音読教室、図書館講座など人と人が出会い、交流が出来るような事業を展開します。

##### ◆まち全体で取り組む子供の読書活動の推進

「第2次智頭町子ども読書活動推進計画」(平成30年度～令和4年度)を推進し、図書館だけでなく家庭や学校、保育園などが連携し、次世代を担う子供たちが様々な機会や場所で本に親しみ、自ら本や情報を活用できる環境を整備します。

また、智頭町総合計画や社会情勢の変化など必要に応じて計画を見直し、令和5年度には「第3次智頭町子ども読書推進計画」を策定します。

##### ◆地域資料の収集、保存による「地域資料コーナー」の充実

地域資料の収集、保存は地域の図書館の重要な役割であり、町民誰もが気軽に利用できる図書館「地域資料コーナー」の充実は、町民が智頭町を知り、学び、郷土への愛着を持つ機会になります。今後、地域資料の収集を広く町民に呼びかけ、図書館で保存し、世代を越えて継承します。

## 4-8 生涯学習に関わる社会教育施設等の機能改善、利用促進 ～利用しやすい環境整備～

町民がそれぞれの目的に応じて社会教育施設を気軽に利用出来るよう、利用調整、施設の機能改善、修繕、整備を計画的に進めます。

### 【主な取組】

#### ◆社会教育・体育施設の改善

智頭町総合センターや地区公民館、図書館など、町民誰もが気軽に利用出来るよう計画的な機能改善、修繕に取り組みます。また、社会体育施設である智頭町勤労者体育センターや町民グラウンド、総合運動場、旧小学校体育館においても同様に取り組みます。

#### ◆社会教育・体育施設の適正な使用管理

町民が気軽に利用出来る社会教育、体育施設を目指し利用調整を行うなど適正な使用管理を行います。

### 生涯学習の関連図

